

岡山地方裁判所倉敷支部 令和●●年(〇〇)第●●号 不当提訴・国家賠償請求事件
国側当事者・国
令和5年7月13日棄却・控訴

判 決

原告	医療法人X
同代表者理事長	A
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	沖 陽子
同	坂田 奈央
同	城 明男
同	石間伏 尚一
同	渡邊 洋貴

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、559万6808円及びこれに対する令和4年12月6日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠（書証番号は特記なき限り枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により明らかに認められ、又は当裁判所に顕著である。

- (1) 被告は、令和3年9月30日、Bに対する別紙「租税債権目録2」記載の租税債権を取り立てるため、同人の原告に対する給与債権を国税徴収法に基づき差し押さえたとして、原告に対し、559万6808円の支払を求める訴え（当庁令和●●年(〇〇)第●●号。以下、上訴分も含め「別件取立訴訟」という。）を提起した。（甲1、乙1）
- (2) 岡山地方裁判所倉敷支部は、令和4年7月26日、別件取立訴訟における被告の請求を全部認容する判決（乙1。以下「別件一審判決」という。）を言い渡した。原告は、別件一審判決に対し控訴したが、広島高等裁判所岡山支部は、令和5年2月24日、控訴棄却の判決（乙2）を言い渡した。原告は、同判決に対し上告し、現在上告審係属中である。

2 原告の主張

別件取立訴訟の提起は、以下の理由により違法であるから、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として559万6808円及びこれに対する不法行為後の日である令和

4年12月6日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(1) 取立訴訟は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律36条の7所定の場合にのみ提起できるところ、Bの給与債権は同条所定の「強制執行による差押え」を受けた債権ではないから、同条所定の「滞納処分による差押えをした場合」に当たらず、別件取立訴訟の提起は違法である。

(2) 原告は玉島税務署管内に所在するのに、岡山東税務署職員は、令和元年12月10日、何らの事前連絡もなく管外である原告を訪問し、国税徴収法141条所定の調査を行った。岡山東税務署は、玉島税務署から何らの引継も受けていないもので、違法な権限行使である。

(3) 別件取立訴訟は、その要件である滞納処分を欠くのに提起されたものである。原告は、差押調書謄本を交付されていない。岡山東税務署職員が令和元年12月10日に行ったのは任意の税務調査を行ったのであり、強制調査・強制執行の実行はなかった。

なお、被告が別件取立訴訟において提出した差押調書とされる書面(甲4~6)は、国税通則法43条、74条、国税徴収法54条、62条、141条、182条に違反して作成された不真正なものである。

(4) 別件取立訴訟は、その基礎となっている滞納処分の取消訴訟(東京地方裁判所令和●●年(〇〇)第●●号)が係属しているのに提起されたものである。

(5) 岡山東税務署職員は、別件取立訴訟の要件が不備であること及び滞納処分の取消訴訟が未決であることを十分認識していた。

3 被告の主張

争う。別件取立訴訟の提起は、国家賠償法の適用上違法ではない。

第3 当裁判所の判断

1 原告は、要するに、別件取立訴訟はその前提となる国税滞納処分が存在し、あるいは違法であって無効ないし取り消されるべきものであるから、別件取立訴訟を提起したことは違法な公権力の行使に当たると主張するものと解される。

民事訴訟の提起が違法となるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのに敢えて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である(最高裁判所昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照)。

この点、Bの滞納所得税(別紙記載のもの)徴収のためBの原告に対する給料債権が差し押さえられたことは証拠(甲4~6)上明らかであり、別件一審判決(乙1)及びその控訴審判決(乙2)もそのように認定している。また、原告が主張する事情(国税滞納処分の不存在以外のもの)は、いずれも国税滞納処分を無効ならしめる重大かつ明白な違法を理由付けるものとはいえない。さらに、Bは、国税滞納処分の違法を訴えて取消訴訟を提起しているようであるが、取消判決が確定したものではなく、処分の効力を停止する決定がされたとの主張もない。そうすると、別件取立訴訟の提起がその事実的、法律的根拠を欠くものとはいえず、別件取立訴訟の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとも認められない。

なお、原告は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律36条の7が定める場合以外に取立訴訟は提起できないと主張するようであるが、滞納処分により差し押さえた債権

の取立のため国が第三債務者に対し民事訴訟を提起できるのは、同条所定の場合に限られないというべきである（国税徴収法67条1項参照）。

したがって、その余の点につき検討するまでもなく、別件取立訴訟の提起は、違法な公権力の行使に当たらず、国家賠償法の適用上違法となることはない。

2 以上によれば、原告の請求は理由がないのでこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所倉敷支部

裁判官 伊藤 隆裕

別紙 省略